

豊中市身体障害者福祉電話貸与事業要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、豊中市重度障害者等日常生活用具給付等事業実施要綱の適用を受けて、在宅の身体障害者に対して電話回線及び電話機（以下「福祉電話」という。）を貸与することにより、当該身体障害者が社会と隔絶することの無いよう、コミュニケーション及び緊急連絡の手段を確保し、もって身体障害者の福祉の増進を目的とする。

(貸与対象者)

第 2 条 この事業による福祉電話の貸与対象者は、市内に居住し、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づく住民基本台帳に記録されているものであって、次の各号の全てに該当する者とする。ただし、市長が特に必要と認めた者は、この限りでない。

- (1) コミュニケーション及び緊急連絡等の手段として福祉電話の必要性が認められる者。
- (2) 外出困難な重度の身体障害者、又は聴覚障害者（原則として 2 級以上）。
- (3) 在宅の障害者のみの世帯及びこれに準じる世帯に属する者。
- (4) 市民税非課税世帯に属する者。
- (5) 本人または家族名義の電話を所有しない者。

(申込手続)

第 3 条 福祉電話の貸与を受けようとする者は、「身体障害者福祉電話貸与申込書」（様式第 1 号）、その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(貸与の決定及び通知書の交付)

第 4 条 市長は、前条の申込書の提出があったときは、審査のうえ資格の有無を決定し、該当者に対しては、「身体障害者福祉電話貸与決定通知書」（様式第 2 号）を、非該当者に対しては、「身体障害者福祉電話貸与非該当決定通知書」（様式第 3 号）を交付する。

(障害者福祉電話使用貸借契約書)

第 5 条 市長は、福祉電話を貸与するにあたり、当該電話の利用者（以下「借受人」という）との間に「身体障害者福祉電話使用貸借契約書」（様式第 4 号）によりを締結するものとする。

(費用の負担)

第 6 条 福祉電話の料金のうち、基本料、ユニバーサルサービス料、付加使用料等（ただし、市長が特に必要と認めた者に限る）、及びこれらに係る消費税を市が負担し、それ以外の通話料金、番号案内料金、電報料等（消費税含む）については、借受人が負担するものとする。

(貸与の廃止)

第 7 条 借受人は次の各号のいずれかに該当するときは、福祉電話を市長に返還するものとする。

- (1) 第2条の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 第5条の契約に違反したとき。
- (3) 借受人が負担することになっている電話の使用に要した費用の支払いを指定された最終支払期日以上に遅延したとき。
- (4) その他、市長が必要でないと認めたとき。

(費用の返還)

第8条 虚偽の申請又は不正な方法により福祉電話の貸与を受けた場合、市長は当該貸与に要した費用の返還を命ずることができる。

(その他)

第9条 前各条に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は市長が別に定める。

附則 この要綱は、昭和57年1月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成元年6月12日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附則 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和2年10月1日から施行する。